

平成22年11月9日

内閣府税制調査会
会長 野田 佳彦 殿

全国青年税理士連盟
会長 片山 泰宏
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162



「欠損金の繰越控除の制限」に反対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

現在、平成23年度税制改正にむけて、税制調査会等において議論が進められておりますが、そのひとつとして「欠損金の繰越控除の制限」が検討されているようであります。

しかし、欠損金を翌事業年度以降に損金の額に算入する制度は、法人の資本の維持、担税力等を考慮して認められている制度であり、これに制限を設けることは、租税を負担する能力の無い法人に租税を課すこととなり租税制度の本質を歪めることとなります。

そもそも、欠損金の繰越控除期間は現在7年間に制限されていますが、本来の趣旨からすれば繰越控除期間は無期限であるべきであり、新たな制限を設けることは本来の趣旨と逆行する施策であり、決して認められるものではありません。

特に、厳しい資金繰りの中での経営を強いられ、長引く不況により内部留保の乏しい中小企業においては死活問題であります。

私たちは、納税者の代理人であるとともに、公平な租税のあり方を求める観点から、「欠損金の繰越控除の制限」には、断固として反対するものであります。

以上